

自立支援医療(育成医療)・養育医療を申請される方へ

(マイナンバーの利用について)

平成28年1月から、マイナンバー(社会保障・税番号制度)の利用が開始されています。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)により、自立支援医療(育成医療)・養育医療が利用対象となっています。このことにより、下記についてご理解・ご協力願います。

- ① 申請書に、申請される方(保護者)と医療を受ける方(お子さま)の個人番号を記入願います。

※個人番号の記入ができない場合でも空欄のまま申請ができます。その際は、職員へ記入できない旨を申し出願います(後日職員が端末等で確認させていただく場合があります)。

- ② 個人番号(マイナンバー)を扱う事務については、「本人確認」をさせていただくことになっております。

「本人確認」とは、「個人番号確認」と「身元確認」の両方を行うことです。手続きの際には、以下の確認書類をそれぞれご持参ください。

個人番号が確認できるいずれかのもの

- 個人番号カード
- 通知カード(通知カードの氏名・住所などの記載事項が住民票と全て一致しているもの)
- 個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書

※通知カードは通知カードの氏名・住所などの記載事項が住民票と全て一致していない場合はマイナンバー確認書類として使用できません。

※「個人番号通知書」はマイナンバーの確認書類としては使用できません。

※上記②の提示が十分にできない場合でも申請ができます。その際は、職員へ提示できない旨申し出願います(後日職員が端末等で確認させていただく場合があります)。

身元確認できるいずれかのもの

1点でよいもの…個人番号カード 運転免許証 身体障害者手帳 愛の手帳
旅券(パスポート) 在留カード 等

2点必要なもの…従来の健康保険証(有効期限がない場合は、令和7年12月1日まで提出可)
資格確認書 年金手帳 児童扶養手当証書 等

※有効期限のあるものについては期限内のものに限ります。

- ③ 令和4年度から、マイナンバー制度による情報連携(住民税額証明書類の添付が省略できる等)を開始しています。

④ 代理の方(住民票上同一世帯でない方)が申請される場合は、下記の書類をご提出願います。

- 委任者(保護者)が記入した委任状
- 委任者(保護者)の個人番号が確認できる個人番号カードの写し
- 代理人ご自身を確認できる資料(免許証・パスポート等又は従来健康保険証(有効期限がない場合は、令和7年12月1日まで提出可)資格確認書等2点以上)
※有効期限のあるものについては期限内のものに限ります。

※上記「個人番号が確認できるいずれかのもの・身元確認できるいずれかのもの」を参照してください。
※代理人が委任者(保護者)と住民票上同一世帯の方であれば、委任状は不要です。

お問い合わせ

板橋区保健所健康推進課母子保健係
(育成・養育医療担当)

電話 03-3579-2313